

福岡市公共交通不便地対策事業
(デマンド交通)
公募要綱

令和8年3月2日

福岡市

目次

第1章 事業概要.....	1
1. 事業の名称.....	1
2. 事業の趣旨.....	1
3. 事業対象区域.....	1
4. 業務内容.....	2
5. 本市との協定関係.....	2
6. 事業期間.....	2
7. 事業スケジュール.....	2
8. 提案事項.....	3
第2章 公募手続き等に関する事項.....	4
1. 応募資格.....	4
2. 公募の日程.....	5
3. 応募手続き.....	5
4. 最優秀提案者の選定.....	9
5. 最優秀提案者選定後の流れ.....	12
6. 補助金.....	13
第3章 その他の事項.....	14
1. 留意事項.....	14
2. 構成員の追加・変更.....	14
3. 事業の継続が困難となった場合における措置.....	14
4. 疑義対応.....	14
5. 管轄裁判所の指定.....	14
6. その他.....	14
7. 事務局.....	14

添付資料一覧

別紙1	要求水準書
別紙2	評価項目及び配点表
別紙3	覚書（案）
別紙4	事業協定書（案）

様式一覧

様式A-1	応募表明書
様式A-2	役員名簿
様式1-1	応募申込書
様式1-2	誓約書
様式1-3	応募者構成兼委任状
様式2-1	企画提案書提出届
様式2-2	企画提案書
様式2-3	運行経費に係る提案価格書
様式2-4	初期経費内訳書
様式3-1	公募説明会参加申込書
様式3-2	質問書
様式3-3	応募辞退届

参考資料一覧

参考資料1	福岡市生活交通確保に係る事業提案評価委員会 設置要綱
参考資料2	福岡市生活交通確保に係るアドバイザー会議 設置要綱
参考資料3	福岡市公共交通不便地対策補助金交付要綱
参考資料4	福岡市生活交通確保の手引き
参考資料5	事業対象区域の地図

第1章 事業概要

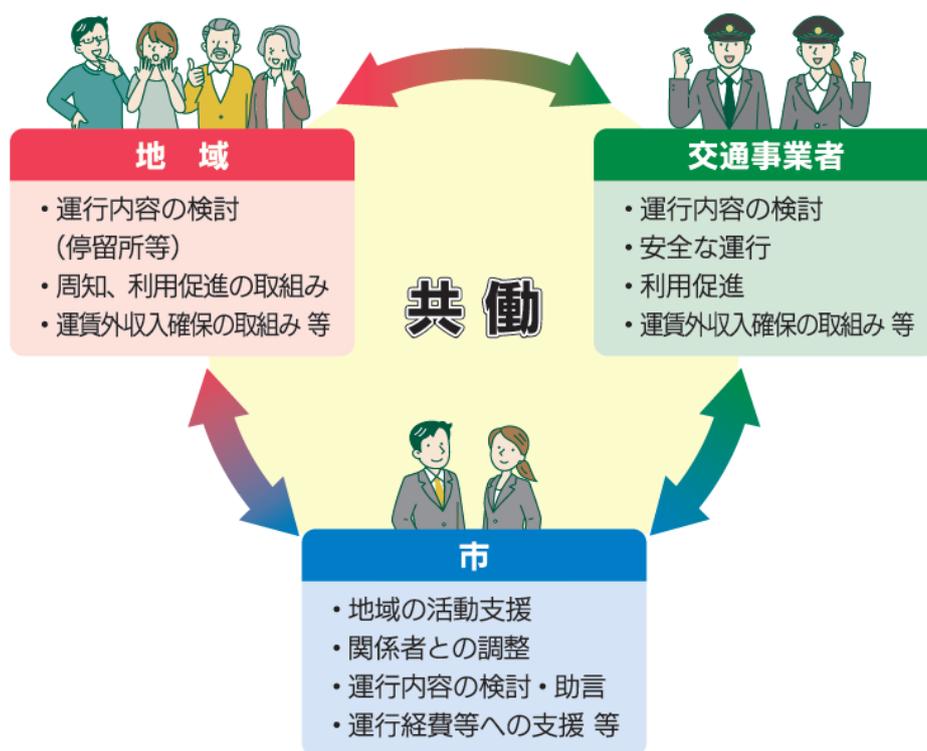
1. 事業の名称

事業の名称は、「福岡市公共交通不便地対策事業（デマンド交通）」（以下「本事業」という。）とする。

2. 事業の趣旨

福岡市では、高齢化の進展などに伴い買い物や通院など日常生活に欠かすことのできない生活交通の確保が重要となっており、公共交通不便地等における支援制度を強化し地域の実情に応じた持続可能な生活交通確保に向けた取組みを、地域や交通事業者、福岡市の三者で共働して進めることとしている。

本事業は、公共交通不便地等において、地域と福岡市において検討した運行計画（素案）について、福岡市公共交通不便地対策補助金交付要綱に基づく支援により、事業者が持つノウハウを活用し、既存の公共交通と調和したうえで、デマンド交通を活用した運行を行う、地域に根差し、主体的な取組みを行う交通事業者を募集し、持続可能な生活交通の確保を行うもの。



3. 事業対象区域

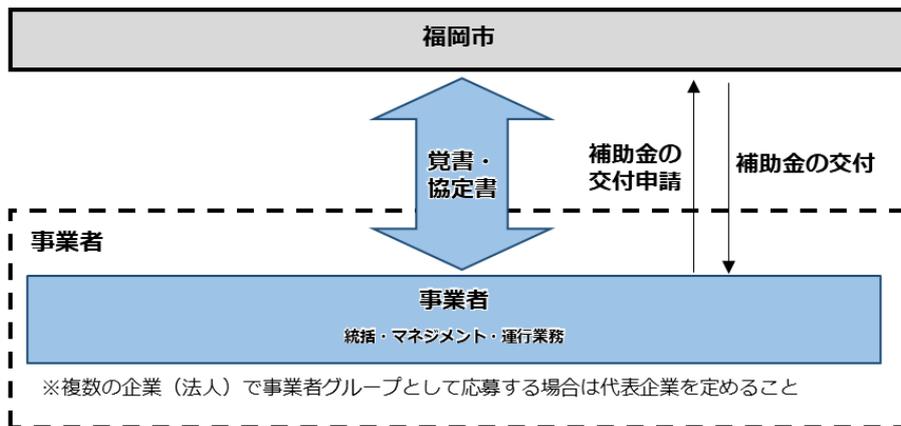
エリア⑨西区（北崎校区）

4. 業務内容

要求水準書【別紙1】のとおり。

5. 本市との協定関係

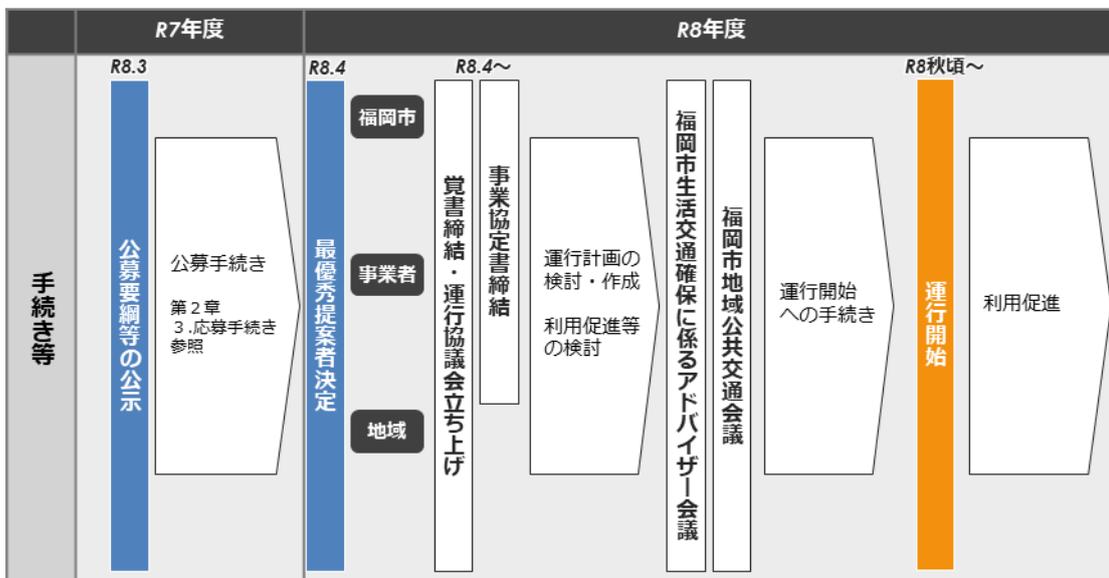
取組みにあたって、交通事業者は本市及び地域と覚書【別紙3】を締結のうえ、本市と事業協定書【別紙4】を締結する。



6. 事業期間

運行期間は最長3年間（目標収支率20%を達成した場合、最長5年間）

7. 事業スケジュール



※運行開始は令和8年秋頃を目途とする。

8. 提案事項

要求水準書【別紙1】を踏まえ、以下の項目に沿った提案を行うこと。(様式2-2)

(1) 実施体制

①実施計画・体制

- ・本事業の趣旨に基づき、市や地域と共働で主体的に取り組む計画を提案すること。
- ・安定的かつ地域に根差した運行が可能な体制を示すこと。

②安全性確保

- ・乗務員管理や緊急時対応に対する考えや体制を示すこと。

③事業性確保

- ・持続的な事業継続に向けた経費削減の取組みを提案すること。

(2) 利便性向上

①乗車受付

- ・利用しやすい乗車受付方法を提案すること。

②車両

- ・利用者の利便性や快適性を加味し適切な車両を提案すること。

③利便性向上策

- ・利便性向上策を提案すること。

(3) 利用促進

①利用促進策

- ・利用促進策を提案すること。

②利用の把握

- ・把握すべき項目を提案すること。

(4) 価格

- ・「運行経費」を提案すること。(様式2-3)

※運行経費の提案にあたっては、本事業における最長距離である10.4kmの運行に要する1便あたりの経費を上限額として見積もるものとし、実施にあたっては設置する乗降場所や利用を踏まえて協議を行う。

- ・参考資料として、「初期経費」の見積りを提示すること。(様式2-4)

第2章 公募手続き等に関する事項

1. 応募資格

(1) 応募者の構成

応募者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた企業（法人）とすること。複数の企業（法人）で事業者グループとして応募する場合は、代表企業を定め、応募及び本事業に必要な諸手続き等は代表企業が実施するものとする。

(2) 他の応募者との関係性

応募者は、同一エリアにおける他の応募者と、下記の資本関係又は人的関係にない者とする。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する場合とする。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号。以下同じ。）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号。以下同じ。）第3条に規定する子会社をいう。以下同じ。）が会社更生法（平成14年法律第154号。以下同じ。）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号。以下同じ。）第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

ア 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する場合とする。ただし、アについては、会社の一方が更正会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定に基づき選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) 応募者の備えるべき応募資格

応募者は次の各号の全てに該当する者とする。

①福岡市内に本店又は支店、営業所等の拠点を有すること。

②道路運送法第3条第1号に定める一般旅客自動車運送事業の許認可を有する交通事業者であること。

注1) デマンド交通の運行にあたっては、通常、道路運送法第4条に基づき、一般乗合旅客自動車運送事業の許可を必要とするが、本事業における実証運行時は、同法第21条に基づく運送も考えられることから、一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による応募も可とする。

③地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

④本公募要綱公示日から最優秀提案者決定の日までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がないこと。

【競争入札参加資格停止措置及び排除措置一覧 URL】

<https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/contract/04.html>

- ⑤本社所在地の市町村税を滞納している者でないこと。
- ⑥会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第6号及び福岡市暴力団排除条例（平成22年条例第30号。以下同じ。）第2条第2号に規定する暴力団員である者、又は、法人でその役員に暴力団員に該当する者のある者、若しくは、同条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

2. 公募の日程

<事業提案募集の流れ>※日程は変更となることがあります。

公募要綱等の公示	令和8年3月2日（月）
公募説明会参加申込締切	令和8年3月5日（木）17時まで
公募説明会	令和8年3月6日（金）15時から
質問書の受付	令和8年3月10日（火）17時まで
質問書への回答の公表	令和8年3月13日（金）17時まで
応募表明書等の提出	令和8年3月30日（月）17時まで
企画提案書の提出	令和8年4月13日（月）17時まで
提案評価委員会	令和8年4月下旬予定
最優秀提案者決定の通知	令和8年4月下旬予定

3. 応募手続き

（1）公募要綱等の公示

公募要綱を含む公募資料一式（以下「公募要綱等」という。）については本市のホームページからダウンロードすることができる。なお、事務局では配布していない。

（2）公募説明会

本公募に関する説明会を次のとおり実施する。参加する場合は令和8年3月5日（木）17時までに、「公募説明会参加申込書」（様式3-1）を電子メール若しくはFAXで「第3章 7. 事務局」へ提出し、提出した旨を電話で連絡すること。また、参加にあたってはこの公募要綱等を持参すること。説明会においては質疑応答の時間は設けず、「（3）質問書」における書面でのみ受け付けるため留意すること。

なお、公募説明会に参加しなくとも本公募に応募することは可能であり、参加しないことにより審査が不利になることはない。

1) 日 時：令和8年3月6日（金）15時から

2) 方 式：対面及び会議サービス「Teams」などを用いたオンラインのハイブリッド方式

3) 会 場：TKPエルガーラホール 7階 会議室2

(福岡市中央区天神1丁目4番2号)

4) 参加者：1社あたり2名または2アカウントまでとする。

※オンラインでの参加を希望する者へは、公募説明会参加申込書に記載された連絡先へ電子メールで参加方法を案内する。

※参加者側で必要な機材(PC等)の準備を行うこと。

(3) 質問書

公募要綱等に記載された内容に関する質問がある場合は、下記のとおり提出すること。

1) 提出期限・方法

令和8年3月10日(火)17時までに、「質問書」(様式3-2)を電子メール若しくはFAXで「第3章 7. 事務局」へ提出し、提出した旨を電話で連絡すること。

2) 回答

質問に対する回答は、令和8年3月13日(金)17時までに福岡市ホームページ内の下記に掲載する。

[掲載場所]

HOME>創業・産業・ビジネス>入札・契約・公募>各所管課が公募する競争入札、提案競技等>質問と回答

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/business/keiyaku-kobo/teiankyogi.html>

(4) 応募表明

本公募への応募を希望する者は、令和8年3月30日(月)17時までに、「応募表明書」(様式A-1)及び「役員名簿」(様式A-2)を電子メール若しくはFAXで「第3章 7. 事務局」へ提出し、提出した旨を電話で連絡すること。

(5) 企画提案書

企画提案書は、下記のとおり提出すること。なお、企画提案書等で不明な点があった場合は、事業者へヒアリングを行う。

1) 提出期限

令和8年4月13日(月)17時必着

2) 提出場所

「第3章 7. 事務局」

3) 提出方法

持参又は郵送

注1) 持参による場合の受付時間は、10時~17時とする(土日祝日を除く)。

注2) 郵送による場合は、特定記録郵便又は簡易書留とすること。

4) 提出書類

① 応募申込書(様式1-1)

② 登記事項証明書(法人)

注1) 法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること(履歴事項全部証明書でも可)。

③ 市町村税を滞納していないことの証明書

注1) 福岡市内に本店又は支店、営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注2) 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

④ 誓約書(様式1-2)

⑤ 応募者構成兼委任状(様式1-3)

注1) 事業者グループで応募する場合は提出すること。

⑥ 直近3年分の決算の財務諸表の写し

注1) 直近3年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、販売一般管理費明細書の写しを提出すること。

⑦ 会社概要

注1) 会社案内等、概要が分かるパンフレットやホームページ印刷物でも可とする。

注2) 一般旅客自動車運送事業者の許可証の写しを提出すること。

⑧ 会社定款

⑨ 企画提案書提出届(様式2-1)

⑩ 企画提案書(様式2-2)

注1) A4、片面印刷、フォントサイズは11pt以上で作成し、提出にあたってはクリップ留めとすること。

注2) 様式内に注記している添付資料についても、必要に応じて提出すること。

⑪ 運行経費に係る提案価格書(様式2-3)

⑫ 初期経費内訳書(様式2-4)

※上記の書類のうち、②、③については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。

※事業者グループとして申込みを行う場合は、②～④、⑥～⑧はグループ内の事業者分も提出すること。

5) 提出部数

・①～⑫の正本：1部

6) 電子データの提出

①各様式の電子データをCD-R又はDVD-Rに保存し、1部提出すること。

②電子データの保存形式は、Microsoft Word データについては「*.docx」、Microsoft Excel データについては「*.xlsx」、Microsoft PowerPoint データについては「*.pptx」とすること。

③各様式・添付資料をすべてPDF形式で保存し、添付すること。なお、電子データ化にあたり、検索機能が利用できる形式とすること。

7) 提出書類の取り扱い

①提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字の場合は、この限りではない。

- ②提出書類は返却しない。なお、提出書類は、選定に至った場合に使用するほかは、提案審査以外の目的で使用しないものとする。ただし、福岡市情報公開条例第7条に定める非公開情報（個人情報や法人等の利益を害するおそれがある情報など）を除き、原則公開の対象となる。
- ③提出書類は、提案審査の事務に必要な場合、複製することがある。
- ④選定された提案は、福岡市や地域住民等関係者との協議により、内容の変更を求めることがある。

4. 最優秀提案者の選定

(1) 評価の体制

本市は、各応募者の提案内容に対する評価を行う提案評価委員会を設置している。提案評価委員会の委員は下表に示すとおりである。

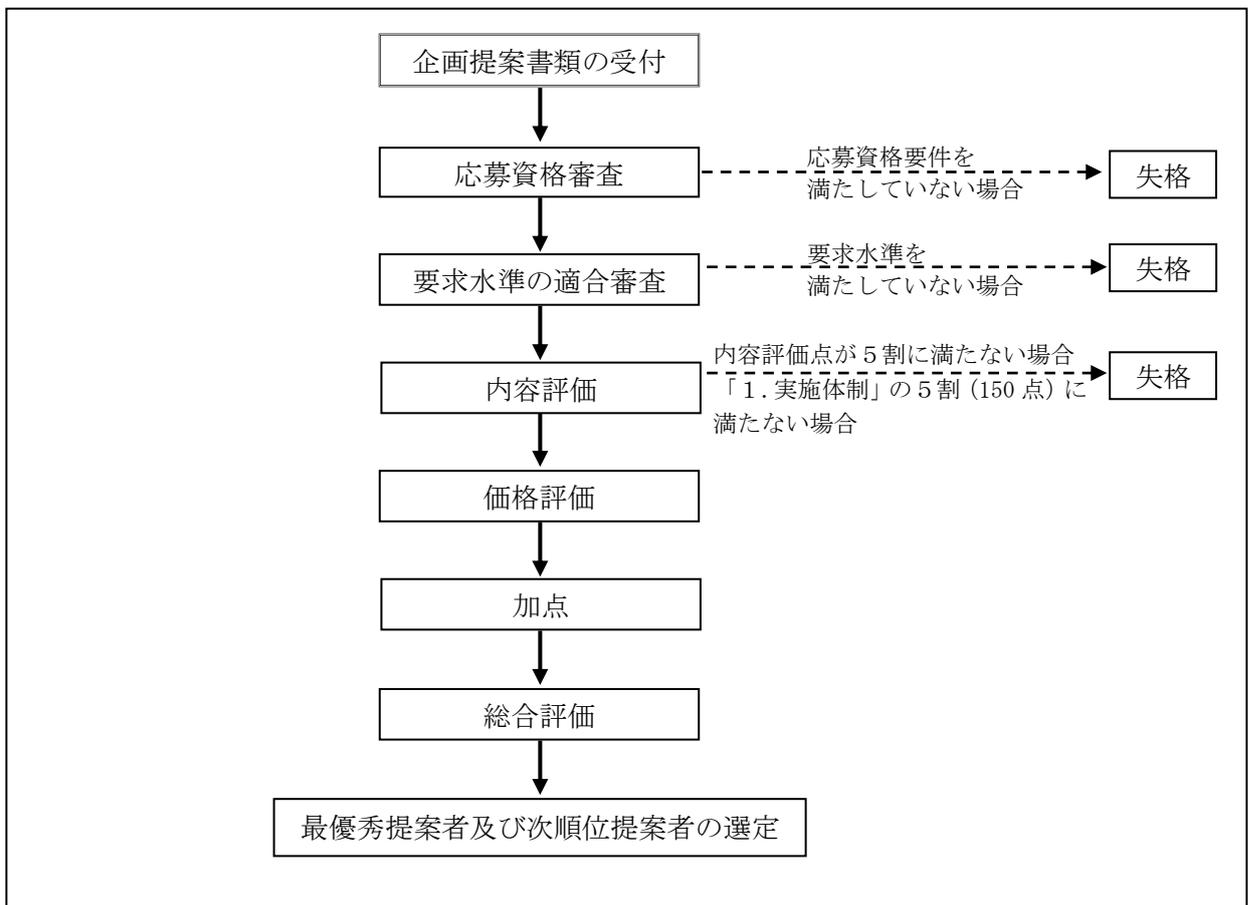
(表2-1) 提案評価委員名簿 (敬称略) ※役職は令和8年3月2日時点

氏名			役職
①	委員長	稲永 健太郎	九州産業大学 理工学部 情報科学科 教授
②	副委員長	松永 千晶	福岡女子大学 国際文理学部 環境科学科 准教授
③	委員	藤田 和子	公認会計士・税理士
④	委員	小林 由希子	市民局コミュニティ推進部長
⑤	委員	松岡 淳	住宅都市みどり局都市計画部長

(2) 提案の審査及び最優秀提案者の決定の方法

提案の審査及び最優秀提案者の決定の方法は、以下のとおりである。

(図2-1) 最優秀提案者選定のフロー図



1) 応募資格審査

本市は、提出書類をもとに、応募者が「本章 1. (3) 応募者の備えるべき応募資格」に示す応募資格を満たしているか審査する。なお、本市は、提出書類を審査した上で必要があると判断した場合、提出書類の補足若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがある。

応募資格を満たしていない場合は、失格とする。なお、応募資格審査の結果は、提案審査に反映するものではない。

2) 要求水準の適合審査

本市は、応募者から提出された企画提案書に記載された内容が要求水準を満たしているか審査する。なお、本市は、提出された企画提案書を確認したうえで必要があると判断した場合は、応募者に文書で質問し、回答を求めることがある。

要求水準を満たしていない場合は、失格とする。

3) 内容評価

応募資格及び要求水準を満たしている応募者については、提案評価委員会において、評価項目及び配点表【別紙2】に基づき提案内容の評価を行う。

評価にあたっては、下記の表に示す「点数付与基準」に示す加算割合に従って評価項目ごとに得点を算出し、その平均点（小数点第2位を四捨五入）を合計したものとする。内容評価点の5割に満たない場合、または「1.実施体制」の5割（150点）に満たない場合は失格とする。

(表2-1) 内容評価点点数付与基準

評価区分	評価基準	加算割合
A	非常に優れている	配点×1.0
B	優れている	配点×0.75
C	適切な提案がなされている	配点×0.5
D	やや劣っている	配点×0.25
E	劣っている	配点×0

日程については、令和8年4月下旬を予定しており、実施日時等を別途通知する。審査の順番は、同時に公募している「福岡市公共交通不便地対策事業（オンデマンド交通）その2」の後とする。

審査にあたって、応募者が提出した企画提案書の内容について疑義があった場合は、審査前に質問を送付するため、期日までに回答すること。

内容評価点が5割（300点）に満たない場合、または「1.実施体制」が5割（150点）に満たない場合は失格とする。

4) 価格評価

本市は、応募者から提出された「運行経費に係る提案価格書（様式2-3）」より提案価格の評価を行う。

提案価格の評価点は、下記の算定方法により算出する。

$$\text{価格評価点} = \text{最低価格} \div \text{提案価格} \times \text{配点} \quad (\text{小数点第2位を四捨五入})$$

※提案価格 = 運行経費（1便あたり）

5) 加点項目

多様な事業者の参画機会を創出することを目的として、下表に示す点数を加算する。

(表2-2) 加点点数付与基準

最優秀提案となった数	割合	加算点
0	1.0	50.0点
1	0.50	25.0点
2	0.25	12.5点
3	0	0点
4	0	0点

※最優秀提案となった数は同時に公募している「福岡市公共交通不便地対策事業(オンデマンド交通その2)」からの通算とし、同公募における最優秀提案者の構成員のうち「マネジメント業務」及び「運行業務」並びに「システム設定・運用業務」を実施する全ての者を対象とする。この場合、同一資本の企業も同一の者として見なす。

6) 総合評価

本市は、各応募者の内容評価点及び価格評価点の合計点数に加点項目を加えた点数を「総合評価点」とし、それが最大となった提案を最優秀提案とし、「最優秀提案者」を選定する。また、次点の者を「次順位提案者」とする。

総合評価点と同点の場合は、「内容評価」の評価点が高い者を上位とし、同点の場合は、「1. 実施体制」の評価点が高い者を上位とする。

応募者が1者の場合、内容評価点の5割(300点)かつ「1. 実施体制」の5割(150点)を満たしていれば最優秀提案者とする。

(3) 選定結果の公表等

選定結果は、提案評価委員会実施の4営業日後の17時までに書面により通知するほか本市ホームページで公表する。なお、結果に関する異議は一切受け付けない。

公表内容は、以下のとおりとする。

- ・最優秀提案者及び次順位提案者
- ・最優秀提案者の提案内容

なお、市及び地域との覚書締結までに最優秀提案者が以下の事由に該当する場合は、次順位提案者を最優秀提案者とする。

- ・最優秀提案者が、本公募要綱に記載する応募資格を満たさないと本市が判断した場合。
- ・最優秀提案者の提案内容が、公募要綱等に記載する条件等を満たさないと判明した場合。
- ・本事業の実施に必要な協議及び手続きが整わなかった場合。

(4) 応募辞退

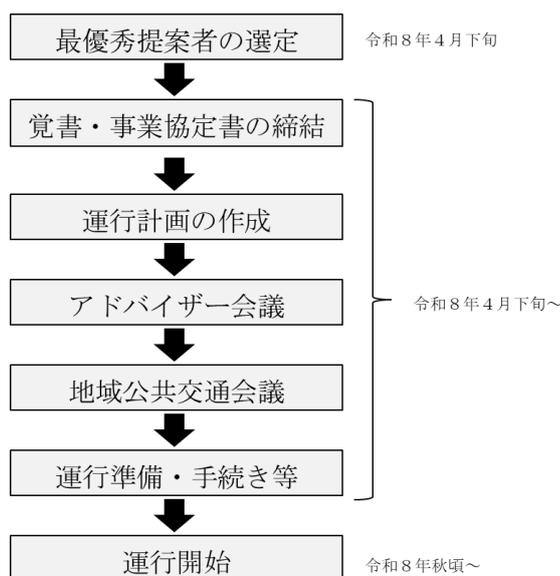
企画提案書提出後に応募を辞退する場合は、令和8年4月15日(水)17時までに、「第3章 7. 事務局」へ辞退届(様式3-3)を持参または郵送で提出すること。なお、すでに受領した書類は返却しない。

(5) 留意事項

条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、評価委員等に対する不正な行為が確認された場合、または事業推進に必要な手続きを行わない場合は失格とする。

5. 最優秀提案者選定後の流れ

(図3-1) 最優秀提案者選定後のフロー図



(1) 覚書・事業協定書の締結

最優秀提案者は、本市及び地域と覚書【別紙3】を締結する。覚書締結後は、最優秀提案者は事業者となる。締結に至らない場合は次順位提案者と締結手続きを行う。

覚書締結後、事業者は本市と事業協定書【別紙4】を締結する。

(2) 運行計画の作成

事業者は、地域と本市の三者で構成される「運行協議会」において、提案内容をもとに運行内容や利用促進策の検討を行い、本市及び地域、関係機関等と協議のうえ「運行計画」を作成する。

(3) アドバイザー会議

運行協議会において作成した「運行計画」について、「福岡市生活交通確保に係るアドバイザー会議（参考資料2）」で広く専門的かつ客観的な視点から意見を聴き、運行計画への反映について検討を行う。

なお、運行開始後においても、適宜、本アドバイザー会議を開催し、事業の継続や運行内容の見直しに係る助言などの意見を聴取することがあるため留意すること。

(4) 地域公共交通会議

(3)の後、運行計画を福岡市地域公共交通会議に付議し、協議を調える。

(5) 運行準備・手続き等

道路運送法等関係法令の規定に基づく許認可申請や停留所設置の手続きを行うとともに、地域住民への周知等（広報活動、説明会など）など運行開始に向けた準備を行う。

(6) 運行開始

(5) の手続きののち、実証運行を行う。

目標収支率達成に向け、多くの人に利用されるよう、提案内容に基づき、周知・利用促進、利便性の向上に取り組むほか、適宜、運行協議会等において利用状況の共有を行い、運行に関する課題を抽出のうえ改善に向けた取組みなどを行う。

目標収支率 20%を達成した場合は本格運行へ移行し、引き続き、周知・利用促進、利便性向上に取り組むとともに、インセンティブ制度も活用しながら、地域に根差した生活交通となるよう取組みを継続すること。

なお、本格運行において、運行業務を行う者にあたっては、道路運送法第4条に基づく「一般乗合旅客自動車運送事業」の許可を取得すること。

6. 補助金

本市は、事業協定書【別紙4】を締結した事業者を対象に、「福岡市公共交通不便地対策補助金交付要綱（参考資料3）」に基づき補助金を交付するため、事業者は本市に対し補助金交付申請を行うこと。

第3章 その他の事項

1. 留意事項

- (1) 提案にかかる一切の費用は、応募者が負担するものとする。
- (2) 書類提出にあたり使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号。）に規定するもの、使用通貨は日本円、時刻は日本標準時とする。
- (3) この資料を他の目的のために使用することは禁止とする。
- (4) 本事業の遂行上知り得た情報を本事業以外の目的に利用してはならず、漏らしてはならない。本事業の終了等により、その者が本事業に携わらなくなった後も同様とする。

2. 構成員の追加・変更

構成員の追加または変更を求めるときは、その追加・変更により提案内容の履行に支障がでるものではなく、また利用者の利便の一層の向上に寄与するものであると見込まれる場合又はやむを得ない事情がある場合に限り、対象となる構成員の応募資格を審査し、運行協議会で協議のうえ、これを承認することがある。

3. 事業の継続が困難となった場合における措置

事業者は、事業期間内に経営状況の悪化等により事業の継続が困難となったと判断される場合、事業撤退を希望する日の半年前までに本市へ申し出ること。

4. 疑義対応

覚書や事業協定書、各種要綱等の解釈について疑義が生じた場合は、本市と事業者は誠意を持って協議するものとし、協議が調わない場合は当該事業協定書等に規定する具体的措置に従う。

5. 管轄裁判所の指定

本事業に関する紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6. その他

本事業は、本事業の実施に係る予算が議会で議決されることを前提とする。

7. 事務局

福岡市住宅都市みどり局都市計画部地域交通課（福岡市役所本庁舎4階）

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号

TEL 092-707-1064（直通）

FAX 092-733-5590

E-mail chiikikotsu.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

福岡市公共交通不便地対策事業
(デマンド交通)
要求水準書

令和 8 年 3 月 2 日

福岡市

目次

第1章 総則	1
1 本書の位置づけ	1
2 性能規定	1
3 要求水準の変更	1
第2章 要求水準に関する事項	2
1 業務に関する要求水準	2
2 要求水準	3

第1章 総則

1 本書の位置づけ

本要求水準書は、本市が、本事業を実施する事業者を選定するにあたり、事業者に要求する水準等を示すものである。

2 性能規定

本要求水準書は、本市が求める最低水準を規定するものである。

要求水準として具体的な特記仕様が規定されている内容についてはこれを遵守し、規定されていない内容については積極的に創意工夫を凝らした提案をすること。

3 要求水準の変更

(1) 要求水準の変更事由

本市は、事業期間中に、次の事由により要求水準を変更する場合がある。

- ① 法令等の変更により業務内容が著しく変更されるとき。
- ② 地震、風水害、感染症の流行その他の災害等の発生や事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき又は業務内容が著しく変更されるとき。
- ③ 運行協議会の協議により業務内容の変更が必要なとき。
- ④ その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

(2) 要求水準の変更手続き

本市は、要求水準を変更する場合、事前に事業者へ通知する。また、要求水準の変更に伴い、事業協定書等の変更が必要となる場合、必要な変更等を行う。

第2章 要求水準に関する事項

1 業務に関する要求水準

事業の実施にあたっては、下記に示す業務を行うこと。

(1) 運行業務

1) 運行業務

- ・「2 要求水準」のとおり

※運行計画については、最優秀提案者決定後、市及び地域等と協議の上で決定する。

2) 運行記録の報告

- ・福岡市公共交通不便地対策補助金交付要綱に基づき毎月の運行日数、利用者数、運行経費、収入等について市へ報告する。

(2) 運行準備

1) 停留所の設置等

- ・必要な手続きを行い、視認性に配慮した停留所を製作設置すること。

2) 車両の表示

- ・デマンド交通（予約型乗合タクシー）と分かるよう、車体側面に貼付するマグネット式表示板を製作表示すること。

3) 運行計画の作成等

- ・運行計画を作成し、福岡市地域公共交通会議の承認を得て、道路運送法の規定に基づく許可申請業務を行う。

(3) 特記事項

- ・利用状況や収支率等を踏まえ、運行協議会で協議のうえ、運行区域や運行時間、運賃等の変更を行う場合があることに留意するとともに、特に運行台数の増減に対しては柔軟な対応ができるよう努めること。また、その場合、必要に応じ福岡市地域公共交通会議や運賃幹事会に図る必要があることに留意すること。
- ・個々の具体的業務を第三者に委託することは可能であるが、業務の全部又は主たる部分を第三者に委託又は下請けしてはならない。なお、「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止中又は排除措置中の者は委託先になることができない。

2 要求水準

本事業の運行の様子は、道路運送法施行規則第3条の3「区域運行」とする。

	内容
1. 運行日及び 運行本数	○月・火・水・木・金曜日…計8便/日 ○予約があった場合のみ運行を行う。
2. 運行区域	○停留所を対象地区内に設定する。 ○それぞれの地点間運行距離は、停留所・運行経路（案）を参照のこと。 ※停留所の詳細位置等は、今後協議により決定する
3. 乗車受付	○受付方法：電話 ○受付日：利用日の1週間前から前日まで ○受付時間：9：00～17：00まで
4. 車両	○道路運送法及び道路運送車両法等の規定に基づく事業用自動車の要件を満たす小型車両（乗車定員5名以上10人以下）車両とする。 ○点検時や緊急時等にも運行できるよう、予備車1台を確保すること。 ※常用車は、既存タクシーとの併用又は購入、リースによって確保するものとし、運行経費算定にあたっての減価償却費・リース費は、購入の場合は5年払いの1年分、リースの場合は年間リース料で見積もること。なお、車両を購入するにあたっては、収支率の未達等により本事業が5年を満たず終了する可能性があることに留意すること。 ※予備車については、臨時便が必要な場合や常用車の車両の車検、故障修繕等により利用できない場合に使用するものとし、減価償却費や修繕整備費、保険料、公租公課など運行経費の計上の対象外とする。
5. 運賃	○目標収支率（20%以上）を踏まえ設定すること。
6. 決済手段	○現金、福岡市高齢者乗車券及び福祉乗車券への対応

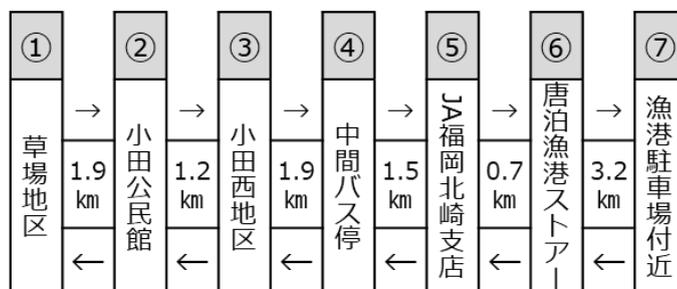
【運行時刻表案】

往路	出発時刻	復路	出発時刻
1便	9:00	2便	9:30
3便	10:00	4便	10:30
5便	14:00	6便	14:30
7便	15:00	8便	15:30

【運行ルート（案）】



【停留所・運行経路（案）】



往路：①→②→③→④→⑤→⑥→⑦
 復路：⑦→⑥→⑤→④→③→②→①

評価項目及び配点表

提案項目		評価項目	評価基準	配点	
内容 評価 【600点】	1. 実施体制 【300点】	(1) 実施計画・体制	●本事業の趣旨に基づき、市や地域と共働で主体的に 取組む計画となっているか ●安定的な運行が可能な体制が示されているか ●地域に根ざした運行が可能か	200	300
		(2) 安全性確保	●乗務員管理や緊急時対応に対する考え及び体制が示 されているか	50	
		(3) 事業性確保	●持続的な事業継続に向けた取組みが提案されているか	50	
	2. 利便性向上 【200点】	(1) 乗車受付	●利用しやすい乗車受付方法が提案されているか	50	200
		(2) 車両	●利用者の利便性や快適性を加味し適切な車両が提案 されているか	100	
		(3) 利便性向上策	●利便性向上の取組みが提案されているか	50	
	3. 利用促進 【100点】	(1) 利用促進策	●利用促進の取組みが提案されているか	50	100
		(2) 利用の把握	●把握すべき項目が提案されているか	50	
	価格 評価 【400点】	4. 価格 【400点】	(1) 提案価格	●提案価格の比較 下記の算定方法により、提案価格が低いものを評価 【算定方法】 価格評価点 = 最低価格 ÷ 提案価格 [※] × 配点 ※提案価格 = 運行経費	400

福岡市公共交通不便地対策事業（デマンド交通）
エリア⑨西区（北崎校区）における覚書（案）

福岡市（以下「甲」という。）、北崎校区自治協議会（以下「乙」という。）、□□株式会社（以下「丙」という。）は、エリア⑨西区（北崎校区）における公共交通不便地対策事業（デマンド交通）（以下「本事業」という。）を共働で実施するにあたり、次のとおり覚書を締結し、信義に従ってこれを履行するものとする。

（目的）

第1条 本覚書は、甲、乙及び丙の役割を定め、三者共働で生活交通確保の取組みを行うことを目的とする。

（運行協議会）

第2条 甲、乙及び丙は、「エリア⑨西区（北崎校区）デマンド交通運行協議会」（以下「運行協議会」という。）を設置し、三者共働で本事業における運行計画の検討及び協議、利用促進の実施など、持続可能な生活交通の確保に向けた取組みを行うものとする。

（甲の役割）

第3条 甲は、本事業に関し、乙及び丙との協議など事業全体に関わる調整等を行うものとする。

- 2 甲は、乙及び丙と共働で、本事業における運行内容の検討及び協議、利用促進の実施など、持続可能な生活交通の確保に向けた取組みを行うものとする。
- 3 甲は、福岡市公共交通不便地対策補助金交付要綱及び、別途丙と締結する事業協定書に基づき、補助金を交付するものとする。

（乙の役割）

第4条 乙は、丙が運行するデマンド交通が積極的に利用されるよう、地域住民や関係者に対し、利用促進に関する活動を実施するものとする。

- 2 乙は、甲及び丙と共働で、本事業における運行内容の検討及び協議、利用促進の実施など、持続可能な生活交通の確保に向けた取組みを行うものとする。

（丙の役割）

第5条 丙は、道路運送法及び関係法令を遵守し、デマンド交通の運行を行う。

- 2 丙は、本事業により得られる情報のうち、利用状況の把握等に必要となる情報を、甲及び乙に提供するものとする。
- 3 丙は、健全な運営を図るため、デマンド交通が積極的に利用されるよう、地域住民や関係者に対し、利用促進に関する活動を実施するものとする。

- 4 丙は、甲及び乙と共働で、本事業における運行内容の検討及び協議、利用促進の実施など、持続可能な生活交通の確保に向けた取組みを行うものとする。
- 5 丙は、運行に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、丙の負担においてその賠償を行うものとする。

(デマンド交通の運行計画)

- 第6条 甲、乙及び丙は、運行協議会での協議により運行計画を策定するものとする。
- 2 丙は、運行計画に沿って、デマンド交通を運行するものとする。
 - 3 運行計画の変更を行う場合、運行協議会において協議するものとする。

(覚書の有効期間)

- 第7条 本覚書の有効期間は、本事業による運行の終了までとする。

(秘密保持)

- 第8条 甲、乙及び丙は、本覚書又は本事業に関連して知り得た情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持して責任を持って管理し、本覚書に係る義務の履行又は本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる情報は、秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 開示の時に公知である情報
 - (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - (3) 開示の後に甲、乙又は丙のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (4) 甲、乙及び丙が本覚書に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
 - (5) 開示の後に正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課されることなく取得した情報
 - 3 甲、乙及び丙は、本覚書の有効期間の満了により効力を失った後も、第1項による秘密保持の義務を負う。

(個人情報の取扱い)

- 第9条 甲、乙及び丙は、本事業の実施により得た個人情報の取扱いについて、福岡市個人情報保護条例を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。
- 2 法人の情報については、前項の個人情報に準じて、適正に取り扱うものとする。

(その他)

- 第10条 本覚書を変更する必要がある場合、本覚書の解釈に疑義が生じた場合及び本覚書に定めのない事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定める。

上記覚書締結の証として本覚書●通を作成し、甲、乙及び丙の記名押印の上、各々1通を保有する。

令和●年●月●日

(甲) 福岡市中央区天神1丁目8番1号

福岡市

福岡市長

高島 宗一郎

印

(乙) 福岡市西区…

北崎校区自治協議会

会長

〇〇 〇〇

印

(丙)

福岡市●●区…

□□株式会社

代表取締役

〇〇 〇〇

印

福岡市公共交通不便地対策事業（デマンド交通）
エリア⑨西区（北崎校区）における事業協定書（案）

福岡市（以下「甲」という。）と、□□株式会社△△（以下「乙」という。）は、エリア⑨西区（北崎校区）における公共交通不便地対策事業によるデマンド交通（以下「デマンド交通」という。）を運行するにあたり、次のとおり事業協定を締結する。

（目的）

第1条 本事業協定書は、乙がデマンド交通を運行するにあたり、公募要綱等、提案書類及び覚書に基づき、甲及び乙が相互に協力し、本事業を確実かつ円滑に推進するために必要な事項を定めることを目的とする。

（法令等の遵守）

第2条 甲及び乙は、本事業協定書の各規定、公募要綱等、提案書類及び覚書並びに日本国の法令（関連する法令、条例等、以下同じ。）を遵守し、善良な管理者の注意義務をもって信義に従い誠実に遂行及び履行をしなければならない。

（構成企業の業務）

第3条 本事業において、乙が実施する業務は以下のとおりとする。

※事業者の実施体制を踏まえて修正

- (1) マネジメント業務：【担当する構成企業名を記載】
- (2) 運行業務：【担当する構成企業名を記載】
- (3) その他業務：【担当する構成企業名を記載】

（補助金の額）

第4条 本事業の実施にあたり、甲が乙に交付する補助金は、甲乙で協議し、福岡市公共交通不便地対策補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内で市長が認める額とする。

（事業協定の有効期間）

第5条 本事業協定の有効期間は、本事業協定締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間が終了する日の6か月前（初年度は令和9年1月）までに甲乙が協議を行い、双方から異議の申し立てがなければ、本協定書は自動的に1年間更新するものとする。

（第三者への委任又は請け負い）

第6条 乙は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、福岡市競争入札参加停止等措置要領（平成7年1月11日助役決裁）に基づく競争入札参加停止、競争入札参加資格取消又は排除措置を受けている者及び同要領第9条の第2項第1号及び第2号のいずれかに該当する者に業務の一部を委任し、若しくは請け負わせ、又は当該者から資材、原材料等を仕入れてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。
- 4 乙は、前項の規定により業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合、甲に対し、その第三者の受任又は請負に基づく行為全般について責任を負うものとする。
- 5 軽微な業務（印刷、製本、資料整理、計算処理、消耗品購入、会場借上等）の第三者への委任又は請け負いに当たっては、同条3項に規定する甲の承諾は要しないものとする。ただし、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を委任又は請け負いの相手方とすることはできない。なお、上記例示業務以外の業務については、甲の承諾を要しない軽微な業務に該当するか否かを事前に甲に確認すること。また、甲が必要と認める場合には、委任又は請け負いの相手方の名称その他甲が必要と認める事項について、報告すること。

（事業協定の解除）

第7条 甲は、第5条の期間にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由が発生した場合には、本事業協定を解除することができる。

- (1) 乙が、本事業協定若しくはその他関係法令に違反する行為を行った場合
- (2) 乙が、本事業協定の趣旨に反するなど、本事業の業務目的から逸脱し、甲からの必要な改善措置を講じるよう通知又は是正指示が発せられても改善が認められない場合
- (3) 甲乙による本事業の業務の実施が、甲又は乙の都合により、本事業協定に基づき定める日程から著しく遅延する等、円滑な本業務の実施が困難と判断される場合
- (4) 甲乙間の信頼関係が失われた場合など、本事業を継続しがたい重大な事由が生じた場合
- (5) 乙が、支払停止又は支払不能となり、又は破産法に基づく破産手続、民事再生法に基づく再生手続、会社更生法に基づく更生手続、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく特定調停手続、会社法に基づく特別清算その他の倒産手続若しくはこれらに相当する法的手続又は私的整理手続の申立てを受け、又はこれらの申立てをした場合
- (6) 乙が、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (7) 乙が、監督官庁により事業に係る許認可等の取消若しくは停止等の処分を受け、又は自ら事業を休止若しくは停止した場合

- (8) 乙（役員又は従業員を含む。）が、暴力団又は暴力団員に該当する場合
- (9) 甲乙が、本業務の遂行を怠り、本業務の目的が達せられないと認められる場合
- (10) 前各号に定めるほか、甲が本業務を中止すべきと合理的に判断した場合
- 2 甲乙は、前項の規定によりそれぞれの責に帰する事由にて本協定を解除された場合、双方とも、損失補償、損害賠償その他一切の金銭の支払を求めることはできない。
- 3 乙は、経営状況の悪化など乙の責めに帰すべき事由により、本業務の継続が困難と判断される場合、本事業協定を解除しようとする日の6か月前までに、甲に対して書面により本事業協定の解除に係る意思の通知を行うことができ、甲乙協議の上、甲が同意した場合に限り、本事業協定を解除することができる。
- 4 本事業協定締結後、法令変更又は天災地変などの不可抗力（本事業に係る設備が滅失又は毀損し、その効用を維持又は回復するのに過分の費用を要する場合を含む。）により、本事業協定の履行が不可能となった場合又は本事業の継続に過分の追加費用を要することとなった場合、甲乙は、協議の上、双方の合意により本事業協定を解除することができる。

(その他)

第8条 本事業協定書を変更する必要がある場合、本事業協定書の解釈に疑義が生じた場合及び本事業協定書に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して定める。

上記事業協定締結の証として本事業協定書2通を作成し、甲及び乙の記名押印の上、各々1通を保有する。

令和●年●月●日

(甲) 福岡市中央区天神1丁目8番1号

福岡市
福岡市長

高島 宗一郎 印

(乙)

〇〇県〇〇市…
□□株式会社
代表取締役

〇〇 〇〇 印

令和 年 月 日

(宛先) 福岡市長

(代表企業)
所在地
商号又は名称
代表者職氏名

応募表明書

「福岡市公共交通不便地対策事業（デマンド交通）」について、応募を表明します。

記

代表企業名			
代表者役職・氏名			
担当者	部署		
	氏名		
	連絡先	電話	
		E-mail	

構成員	所在地	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	

- ※ 構成員の欄には、事業者グループとして応募する予定がある場合にのみ記載すること。
- ※ 記入欄が不足する場合は、適宜、追加して記入すること。

令和 年 月 日

役員名簿

(あて先) 福岡市長

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

役職	(フリガナ) 氏名	生年月日 (和暦表記)	性別
		年 月 日	男・女
		年 月 日	男・女
		年 月 日	男・女
		年 月 日	男・女
		年 月 日	男・女
		年 月 日	男・女
		年 月 日	男・女
		年 月 日	男・女
		年 月 日	男・女

- ※1 事業者グループで応募する場合は企業ごとに本様式を提出すること。
- ※2 役員とは、監査役（常勤・非常勤問わず）や社外取締役・社外監査役も含む、現在事項全部証明書に記載のある全ての者を指す。
- ※3 記入欄が不足する場合は、適宜、追加して記入すること。

令和 年 月 日

(宛先) 福岡市長

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

応募申込書

「福岡市公共交通不便地対策事業（デマンド交通）」について、応募します。

なお、公募要綱に定められた応募者に関する条件をすべて満たしていること、並びに本様式を含む提出書類の記載事項及び添付書類について、事実と相違ないことを誓約します。

記

代表企業名			
代表者役職・氏名			
許可取得状況 (該当する項目に○をすること)		<input type="checkbox"/>	一般乗合旅客自動車運送事業
		<input type="checkbox"/>	一般貸切旅客自動車運送事業
		<input type="checkbox"/>	一般乗用旅客自動車運送事業
担当者	部署		
	氏名		
	連絡先	電話	
		E-mail	

(添付書類)

- ① 登記事項証明書（法人）
- ② 市町村税を滞納していないことの証明書
- ③ 誓約書（様式1-2）
- ④ 応募者構成兼委任状（様式1-3） ※事業者グループで応募する場合
- ⑤ 直近3年分の決算の財務諸表の写し
- ⑥ 会社概要
- ⑦ 会社定款
- ⑧ 企画提案書提出届（様式2-1）
- ⑨ 企画提案書（様式2-2）
- ⑩ 運行経費に係る提案価格書（様式2-3）
- ⑪ 初期経費内訳書（様式2-4）

誓約書

令和 年 月 日

(宛先)
福岡市長

所在地
商号又は名称
代表者職氏名
印

福岡市公共交通不便地対策事業（デマンド交通）への応募にあたり、当社（私）は下記事項について誓約します。

なお、この誓約に違背した場合は、貴市から最優秀提案者及び次順位提案者の取消、覚書や事業協定書の解除等のいかなる措置を受け、かつその事実を公表されても異存ありません。

記

- 1 当社（私）の役員並びに使用人は、暴力団等の関係者ではありません。
- 2 暴力団や暴力団と関係がある企業との私的交際等いかなる名目であっても関係を持たず、暴力団等の不当介入に対しては、貴市や警察等の関係機関と協力の上、その排除に努めます。
- 3 他の応募者と資本関係又は人的関係にありません。
- 4 今後とも関係法令を遵守し、社会から信用・信頼される企業づくりに努めるとともに、貴市から受注した場合には、貴市の指導・要請等に誠実に対処します。

※事業者グループで応募する場合は企業ごとに本様式を提出すること。

令和 年 月 日

応募者構成兼委任状

(あて先)
福岡市長

件名	福岡市公共交通不便地対策事業（デマンド交通）
----	------------------------

上記件名に係る公募に際し、福岡市公共交通不便地対策事業（デマンド交通）公募要綱に基づき、下記のグループを構成し、福岡市との間における下記事項に関する権限を代表企業に委任します。

なお、当該件名に関し、最優秀提案者として選定され、また市・地域と覚書を、市と事業協定書を締結し事業者に至った場合、各構成員は同覚書及び市と同事業協定書に定める事項を遵守すると共に、事業者として負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負います。

応募者グループの名称	
応募者グループの代表企業（受任者）	<代表企業> 所在地 商号又は名称 代表者職・氏名 (印) 担当業務 ()
応募者グループの構成員（委任者）	所在地 商号又は名称 代表者職・氏名 (印) 担当業務 ()
	所在地 商号又は名称 代表者職・氏名 (印) 担当業務 ()
	所在地 商号又は名称 代表者職・氏名 (印) 担当業務 ()
代表者の権限（委任事項）	1 上記件名の応募手続き及び応募辞退手続きに関する件 2 市及び地域との覚書締結に関する件 3 市との事業協定書締結に関する件 4 市への補助金手続きに関する件

※ 記入欄が不足する場合は、適宜、追加して記入すること。

令和 年 月 日

企画提案書提出届

(あて先) 福岡市長

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

「福岡市公共交通不便地対策事業（デマンド交通）」の公募要綱等に基づき、提案書類を提出します。

担当者	部署		
	氏名		
	連絡先	電話	
		E-mail	

1. 実施体制

(1) 実施計画・体制

【実施計画】

- ・事業計画について記入すること。

※事業実施にあたっての実施方針を記載してください。

【実施体制】

- ・実施体制について記入すること。

項目	法人名	担当業務
代表企業		
構成員	※構成員については、事業者グループで応募する場合に記載してください。 合わせて様式1-3を提出してください。	

【人員】

- ・人員状況について記入すること。

従業員数	人	うち本事業に係る乗務員	人
乗務員(2種免許取得者)	人	うち本事業に係る乗務員	人

【保有車両】

- ・保有車両について記入すること。

タクシー 保有車両	車種	台数	
		乗合事業	乗用事業
	普通車(小型タクシー)	台	台
	大型車	台	台
	特定大型車	台	台

【営業所(待機場場)】

- ・営業所(待機場場)名称及び所在地について記入すること。

営業所(待機場場)名	営業所(待機場場)の住所

(2) 安全性確保

【乗務員管理体制・安全運行研修】

- ・乗務員の管理体制や安全運行研修の実施状況について記入すること。

※点呼やアルコールチェックなど日常の乗務員管理体制や安全運行研修の実施状況などを記入してください。

【緊急時対応】

- ・緊急時の対応マニュアル等の作成状況について記入すること。(有の場合はマニュアルを提出してください)

緊急時対応マニュアル等の作成の有無 (〇マルを記載)	有 ・ 無
----------------------------	-------

- ・緊急時(事故及び災害、降雪等)における対応について記入すること。

※緊急時における連絡体制や予備車配車での対応などを記入してください。

(3) 事業性確保

- ・事業性確保の取組みについて記入すること。

※既存のタクシー配車受付の活用など、経費削減の取組みなどを記入してください。

2. 利便性向上

(1)乗車受付

【乗車受付方法】

・乗車受付の方法(電話・インターネット等)や受付時間、その特徴について記入すること。

受付方法	
受付時間	※1週間前まで、前日〇〇時まで、当日〇〇時までなど、受付時間を記入してください。
特徴	※受付時間設定の細かい条件を記入してください。 ※既存のタクシー配車受付の活用など、どう受け付けるか記入してください。

(2)車両

【車両】

・本事業で使用する車両について記入すること。

使用車両	車種	※複数の車種を使用する場合、	定員	人
	車種	複数を記入してください。	定員	人
導入方法	※既存タクシー車両との併用、購入、リースなど導入方法を記入してください。			
特徴	※使用する車両の特徴や選定の考え方などを記入してください。			

(3)利便性向上策

【利便性向上の取組み】

・利便性向上の取組みについて記入すること。

※停留所追加への対応や現金以外の決済手段への対応、その他地域特性を踏まえた利便性向上の取組みを記入してください。

【運賃】

・運賃について記入すること。

運賃(円)	
設定の考え方	※目標収支率(20%以上)を踏まえ、設定の考え方を記入してください。

3. 利用促進

(1)利用促進策

【利用促進の取組み】

・利用促進の取組みについて記入すること。

※チラシの作成・配布、ホームページへの掲載など認知度向上による利用促進の取組みを記入してください。
※回数券やポイントカードなど利用者が繰り返し利用したくなるような利用促進の取組みを記入してください。

(2)利用の把握

【利用状況の把握】

・利用状況の把握を行う項目とその方法を記入すること。

※利用状況の把握を行う項目(利用者数や利用区間など)とその方法(日報など)を記入してください。

※ 運行内容は、運行協議会や地域公共交通会議など関係機関との協議を経て決定するため、変更となる場合がある

【停留所位置図】

・停留所位置図について提案がある場合は記入すること。

※各町内における詳細な提案を行う場合は、別紙として提出いただくことも可能です。

①草場地区

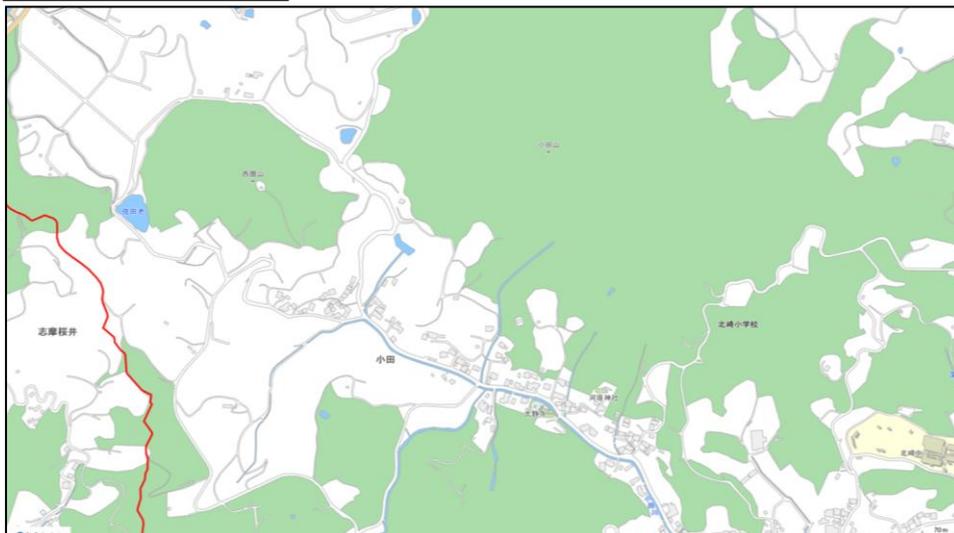


②小田公民館

④中間バス停



③小田西地区



令和 年 月 日

運行経費に係る提案価格書

【1便あたり】

(税込み)

提案価格		千	百	十	万	千	百	十	円
------	--	---	---	---	---	---	---	---	---

(税抜き)

提案価格		千	百	十	万	千	百	十	円
------	--	---	---	---	---	---	---	---	---

「福岡市公共交通不便地対策事業（デマンド交通）」の公募要綱等の各条項及び「福岡市公共交通不便地対策補助金交付要綱」を承諾の上、上記のとおり、提案します。

(あて先) 福岡市長

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

※最長距離で算出し、記載すること。

※提案価格欄には、消費税及び地方消費税の額を含まない税抜きの金額をアラビア数字で記載し、頭書に¥の記号を付記すること。

【参考】初期経費内訳(デマンド交通)

様式2-4
(エリア⑨)

エリア⑨西区

項目	単位	数量	単価	金額(税抜)	金額(税込)	備考
停留所等経費				0	0	
停留所作成費	箇所	7		0	0	(仕様を記載(ラミネート加工、路面シート等))
停留所設置費	箇所	7		0	0	(設置方法を記載してください)
事業マネジメント・支援費				0	0	
運行計画策定経費	式	1		0	0	
乗務員等講習経費	回			0	0	(回数も記載してください)
関係者調整経費	式	1		0	0	
その他経費				0	0	
設備費	式	1		0	0	
決済端末購入費	式	1		0	0	
広報費	式			0	0	
チラシ作成費	式	1		0	0	チラシ等作成費
印刷費	枚	1000		0	0	チラシ等印刷費(A3両面折と仮定)
マグネット	枚			0	0	車両貼り付け用マグネット(予備含む)、枚数も記載
その他必要となる経費	式	1		0	0	必要となる経費を計上してください
合計				0	0	

※その他にも必要となる経費があれば中項目又は小項目を追加のうえ算出ください

※補助金は補助金交付要綱に基づき、税抜き価格で交付します

令和 年 月 日

(宛先)
福岡市長

所在地
称号又は名称
代表者役職・氏名

公募説明会参加申込書

「福岡市公共交通不便地対策事業（デマンド交通）」の公募説明会への参加を希望しますので、以下の通り、申し込みます。

記

1. 参加方法

対面 ・ オンライン

2. 参加者

氏名 ①		
連絡先	電話	
	メール	

氏名 ②		
連絡先	電話	
	メール	

※1社当たり2名まで参加可能とする。

※オンラインでの参加を希望する者へは、別途、電子メールで参加方法を案内する。

※参加者側で公募要綱や必要な機材（PC等）の準備を行うこと。

【公募説明会参加申込締切：令和8年3月5日（木）17時まで】

令和 年 月 日

(宛先)
福岡市長

所在地
称号又は名称
代表者役職・氏名

質問書

「福岡市公共交通不便地対策事業（デマンド交通）」に関する質問を行いますので回答願います。

No	資料名	項目	該当箇所						質問
			頁	第1	1	(1)	1)	①	
例	公募要綱	事業期間	5	第1	7				本項目については、・・・と考えていいのか確認したい。
1									
2									
3									
4									
5									

※記入欄が不足する場合は、適宜、追加し記入すること。

連絡先	担当者役職・氏名	
	電話	
	メール	

【質問書締切】

令和8年3月10日（火）17時まで

令和 年 月 日

(宛先)
福岡市長

所在地
称号又は名称
代表者役職・氏名

応募辞退届

下記の理由のため、「福岡市公共交通不便地対策事業(デマンド交通)」への応募を辞退します。

記

辞退理由	
------	--

(担当者)

担当者役職・氏名	
電話	
メール	

【辞退届締切：令和8年4月15日(水)17時まで】

